

# 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (第7期)

## 第2回 策定委員会

日時：平成29年10月6日（金）

場所：石垣市役所2階（第1・2会議室）

石垣市福祉部介護長寿課

石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）

— 第2回 策定委員会 —

日時： 平成29年10月6日（金） 14：00 ～ 16：00

会場： 石垣市役所2階 （第1・2会議室）

進行： 福祉部介護長寿課長

（会次第）

1 開会

2 議題

(1) 『在宅介護実態調査（単純・クロス集計版）結果』の活用について

- ① 在宅限界点の向上のための支援・サービスの提供体制の検討
- ② 仕事と介護の両立に向けた支援・サービスの提供体制の検討
- ③ 保険外の支援・サービスを中心とした地域資源の整備の検討
- ④ 将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービスの提供体制の検討
- ⑤ 医療ニーズの高い在宅療養者を支える支援・サービスの提供体制の検討

(2) 『居宅介護支援事業者等アンケート結果の概要』について

(3) 『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要』について

(4) 地域包括ケア「見える化」システム将来推計について

3 閉会

※市役所第2駐車場（旧消防署跡地）の無料券配布

【配布資料】※ 両面印刷

- (1) 『在宅介護実態調査の集計結果（単純集計版）』【資料1】
- (2) 『在宅介護実態調査の集計結果（クロス集計版）』【資料2】
- (3) 『全国の在宅介護実態調査データの集計・分析結果〔概要版〕』【資料3】
- (4) 『居宅介護支援事業者等アンケート結果の概要』【資料4】
- (5) 『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果の概要』【資料5】

【レジュメ】

- (1) 会次第
- (2) 第7期 計画策定委員名簿
- (3) 第1回 策定委員会議事録
- (4) 第3回以降の委員会スケジュール
- (5) 石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱
- (6) 事業所一覧（H29年9月現在）
- (7) 沖縄県 サービス別利用定員（A3）（平成29年7月31日現在）

21 パールプランいしがき： 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画  
 (第7期：平成30年度～平成32年度) 策定委員会 委員名簿

NO	役割	氏名	所属・役職
1	各種団体の代表	上原 秀政	八重山地区医師会 会長
2	各種団体の代表	砂川 長紀	石垣市自治公民館連絡協議会 会長
3	各種団体の代表	大島 正嗣	石垣市老人クラブ連合会 会長
4	各種団体の代表	島尻 寛雄	石垣市民生委員児童委員連絡協議会会長(第2民児協会長)
5	各種団体の代表	裁 里秋	石垣市民生委員児童委員協議会(第3民児協会長)
6	各種団体の代表	石田 浩子	沖縄県看護協会八重山地区会長(女性団体ネットワーク)
7	福祉関係者	国吉 秀樹	沖縄県 八重山保健所 所長
8	福祉関係者	上地 啓一	石垣市社会福祉協議会 事務局長
9	福祉関係者	南風原 信宏	老健施設代表(聖紫花の杜 事務長)
10	福祉関係者	慶田盛 誠	老福施設代表(八重山厚生園園長)
11	福祉関係者	豊川 善克	八重山広域市町村圏事務組合介護認定審査会代表
12	福祉関係者	後藤 美奈	沖縄県介護支援専門員協会八重山支部推薦
13	福祉関係者	仲松 芳子	障がい者支援団体代表
14	被保険者	高橋 永子	第1号被保険者代表 (石垣市民生委員児童委員連絡協議会(第1民児協委員))
15	被保険者	山下 努	第2号被保険者代表 (社会福祉法人 綾羽福社会 理事長)
16	学識経験者	當山 房子	グループホーム代表
17	学識経験者	森永 用朗	学識経験者(石垣人権擁護委員協議会委員)
18	市職員	宮良 亜子	石垣市 福祉部長
19	市職員	前底 正之	石垣市 市民保健部長

## 石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）策定委員会スケジュール

（平成29年～平成30年）

会場：（ 石垣市役所2階 第1・2会議室 ）

No.	回数	期日	議題等
1	第1回	7月6日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員委嘱・委員会会長等選出・諮問</li> <li>・第7期介護保険事業計画の策定のポイント</li> <li>・石垣市の高齢者を取りまく現状</li> <li>・地域包括ケア「見える化」システムの概要</li> </ul>
2	第2回	10月6日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅介護実態調査（単純推計・クロス推計版）結果の活用について</li> <li>・居宅介護事業者等アンケートについて</li> <li>・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査について</li> <li>・地域包括ケア「見える化」システム将来推計について</li> </ul>
3	第3回	11月9日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス提供者（方針等）アンケート結果の集計報告</li> <li>・第7期（各年度）の介護保険サービスの種類ごとの見込み量推計</li> <li>・平成37年度の推計</li> <li>・各年度の地域支援事業（総合事業、包括的支援事業、任意事業）の見込み量の推計</li> <li>・介護保険料基準額の算出・設定（「見える化」システム4.0版リリース）</li> </ul>
4	第4回	12月22日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期における給付サービス見込み量の推計と保険料の試算</li> <li>・地域包括支援センターの機能強化について</li> <li>・地域ケア会議、協議体等における課題の検討 ～地域包括ケアシステム構築のための重点的取組事項～（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携、高齢者虐待の防止）</li> <li>・高齢者福祉計画の骨子の整理、施策の見直し</li> <li>・第6期計画の検証、区域（日常生活圏域）の設定</li> </ul>
5	第5回	1月11日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期介護保険事業計画における介護保険料の算定について</li> <li>・石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について</li> <li>・パブリックコメント開始</li> <li>・沖縄県・国との調整報告</li> </ul>
6	第6回	2月1日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント報告</li> <li>・石垣市高齢者福祉計画・介護保険事業計画案を答申</li> </ul>
7		2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣市介護保険条例の改正案</li> <li>・第7期介護保険事業計画を議会（3月定例会）に報告</li> </ul>
8		3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁議付議</li> </ul>
9		4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7期 介護保険事業計画スタート</li> </ul>

## 石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 7 月 1 日告示第 77 号  
改正 平成 23 年 4 月 22 日告示第 68 号  
(題名改称)

平成 26 年 6 月 4 日告示第 115-1 号  
平成 29 年 6 月 1 日告示第 101-2 号

### (設置)

第 1 条 市は、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 第 1 項及び介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条第 1 項の規定に基づき、三年を一期とする市高齢者福祉計画及び市介護保険事業計画(以下これらを「介護保険事業計画」という。)を定めなければならないが、その策定過程において、各種団体の代表及び福祉関係者等の意見を反映させるため、石垣市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(平成 29 告示 101-2・全部改正)

### (所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次の事項を所掌するとともに、当該計画期間中の計画の進捗について協議する。

- (1) 高齢者の福祉ニーズに関する社会的環境の状況把握と将来予測に関すること。
  - (2) 介護給付等対象ニーズの把握と及び目標量の設定に関すること。
  - (3) 在宅福祉サービスの提供体制の整備と実施方法に関すること。
  - (4) 福祉サービス供給体制の在り方に関すること。
  - (5) 区域(日常生活圏域)の設定に関すること。
  - (6) 負担と給付の均衡を考慮した介護保険料設定に関すること。
  - (7) 各年度における地域支援事業の量の見込みに関すること。
  - (8) その他高齢者の福祉に関すること。
- 2 前項各号に掲げる計画の見直しに関すること。

(平成 23 告示 68・平成 29 告示 101-2・一部改正)

### (組織)

第 3 条 策定委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
- (1) 各種団体の代表
  - (2) 福祉関係者
  - (3) 学識経験者
  - (4) 被保険者
  - (5) 市職員

(平成 29 告示 101-2・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 委嘱を受けた委員に欠員が生じた場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成29告示 101-2・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 石垣市高齢者保健福祉計画の見直し策定委員会設置要綱(平成14年石垣市告示第115号)は、廃止する。

附 則 (平成23年告示第68号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年告示第115-1号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年告示第101-2号)